

## 財団法人2005年日本国際博覧会協会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、財団法人2005年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)寄附行為第22条ただし書きの規定に基づき、協会の常勤役員(以下「役員」という。)の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の種類)

第2条 役員報酬は、俸給及び特別手当とする。

### (俸給の額)

第3条 役員俸給は月例支給額に特別調整手当を加えた額に1.2を乗じて得た額に、賞与を加えた額とする。

2 月例支給額は、次のとおりとする。

- 副会長 1,260,000 円

3 特別調整手当の月額、月例支給額に1.00分の1.0を乗じた額とする。

4 賞与は、月例支給額に特別調整手当を加えた額に1.00分の2.00を乗じて得た額とする。

### (月例支給額及び特別調整手当)

第4条 月例支給額及び特別調整手当の締切期間は、当月の1日から月末までの1月とする。

2 月例支給額及び特別調整手当の支給日は、毎月16日とする。ただし、当日が週休日及び休日に当たるとき、その他特別の事情があるときは、一般職員の給与支給日の例により、繰り上げて又は繰り下げて支給することができる。

### (賞与)

第5条 賞与の支給日は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合には、同様に同様とする。

2 賞与の支給日は、6月に支給する場合は6月30日、12月に支給する場合は12月10日とする。ただし、これらの日が日曜日にあたる場合は前々日、土曜日又は休日に当たるときは前日に支給する。

3 賞与は、6月に支給する場合には第3条第4項に定める賞与額に1.00分の5.0を乗じて得た額、12月に支給する場合には第3条第4項に定める賞与額に1.00分の5.0を乗じて得た額をそれぞれ支給する。

(特別手当)

第6条 役員に対して、勤務実績等を考慮して特別手当を支給する。

- 2 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。
- 3 特別手当の額は、第3条に定める俸給月額に1.15を乗じて得た額に、会長が決定する業績評価結果に基づき、次の表に定める業績評価結果に即した割合を乗じて得た額とする。

業績評価の結果	割合
AA評価	100分の200
A評価	100分の150
B評価	100分の100
C評価	100分の50
D評価	100分の0

- 4 特別手当の支給日は、6月に支給する場合は6月30日、12月に支給する場合は12月10日とする。ただし、これらの日が日曜日にあたるときは前々日、土曜日又は休日に当たるときは前日に支給する。

(報酬の支払方法)

第7条 新たに役員に就任した場合は、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡した場合は、その月まで報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項により報酬を支給する場合であって、就任等が月の途中であるときの報酬額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 報酬の計算における端数は、1円未満を切り捨てる。

(委任)

第9条 この規程に関し必要な事項は、事務総長が別に定める。

附 則

この規程は平成15年10月28日から施行する。